

北広監査第55号  
令和4年10月4日

請求人 様

北広島市監査委員 川村 豊  
北広島市監査委員 大迫 彰

### 住民監査請求について（通知）

令和4年9月9日付けで受け付けた住民監査請求については、補正の必要があったことから、令和4年9月15日付け北広監査第50号により補正通知を行い、これに基づき同年9月22日付けで補正書の提出があったところです。

これらを踏まえて、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められたことから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

### 記

#### （理由）

請求人は、令和4年9月9日受付の「住民監査請求書」の中で『中山久蔵を顕彰する会（以下「本件補助団体」という。）が令和3年4月1日に市に北広島市生涯学習市民活動団体支援事業補助金事業として補助申請した事業（以下「本件補助事業」という。）において、同年5月31日付けの交付決定書で、第1回社会教育委員の会議に諮り「意義がなかった」としながら補助金の交付額30万円を交付決定されたこと、更には、市の補助事業として本件補助団体が作成した印刷物（以下「本件印刷物」という。）が、荒唐無稽な絵空事による虚構、侮辱的な表紙カバー、編集後記の記載などにより久蔵翁の名誉を甚だしく毀損するものであり、郷土の誇りや郷土愛の育み、郷土文化の継承に繋がらないこと、また、不都合な真実を不問にしたことは歴史の隠蔽であり、改竄や捏造の誘発に繋がりがねないことなどにより、久蔵翁を冒瀆し、教育上の資源である「郷土読本」の存在をも疑問符を以て破壊に及ぶ破廉恥な行為であり、本件印刷物を市の補助金の対象とすることは、北広島市生涯学習市民活動団体支援事業補助金交付要綱の第3条及び第4条の各1項に抵触することが明らかである』と述べ、市監査委員に対して、本件補助事業に対する補助決定及びその施行の取消しを市に勧告することを求めているものと解される。

次に、請求人は、令和4年9月22日付の「補正書」の中で、『令和4年9月7日に社会教育課から送付された行政資料（情報公開請求に基づき公開された資料）の本件補助団体の「令和3年度収支予算書」は項目が全て黒塗りされており北広島市生涯学習市民活動団体支援事業補助金交付要綱の第4条第1、2項の検証を意識的に妨害し

ている』と述べ、更に『先に指摘した「意義がなかった」としながら交付決定されたことは、単に字句の誤謬を修正して不問にされるものではなく、決定の妥当性を根本からの精査を要します。』と述べ、「補正書」の補足資料として請求人が該書籍（本件印刷物）を購入したとする件の領収書（写し）を追加し提出している。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関等について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に事実証明書を添えて摘示する必要がある。

そこで、このことを本件について検討してみると、請求人は、まず、本件印刷物が、荒唐無稽な絵空事による虚構、侮辱的な表紙カバー、編集後記の記載などにより久蔵翁の名誉を甚だしく毀損するものであり、郷土の誇りや郷土愛の育み、郷土文化の継承に繋がらないこと。

また、不都合な真実を不問にしたことは歴史の隠蔽であり、改竄や捏造の誘発に繋がりがねないことなどにより、久蔵翁を冒瀆し、教育上の資源である「郷土読本」の存在をも疑問符を以て破壊に及ぶ破廉恥な行為であり、当該印刷物を市の補助金の対象とすることは、行政がこれを容認し推奨することになりかねないと主張している。

すなわち、請求人の主張は、本件印刷物の記述内容の不当性をいうものであり、これは本件補助事業への市の支出自体の違法・不当をいうものではないと解される。

本件補助事業の支出自体の違法・不当とならない行為についての違法・不当を主張することで、当該財務会計上の行為の違法・不当の理由となり得るとすれば、本件のような補助団体はもとより普通地方公共団体によって発行する広範かつ多岐にわたる印刷物等の内容自体について争うことができることとなってしまう、こうしたことは、住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという法の原則に抵触するものと考えられる。

次に、北広島市生涯学習市民活動団体支援事業補助金交付要綱第4条1項に抵触すると述べているが、請求人から提出された令和4年9月9日受付の「住民監査請求書」並びに令和4年9月22日受付の「補正書」の記載内容には、住民監査請求の要件である財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について個別的、客観的に摘示しておらず、追加された領収書の写しは、本件補助団体の活動資金として寄付されたもので、本件補助事業に直接関係する領収書とは認められない。

上記説明のとおり、本件印刷物の記述の不当性についての主張は、本件補助事業の支出自体の違法・不当を示しているとは認められないことから、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

また、北広島市生涯学習市民活動団体支援事業補助金交付要綱第4条1項に抵触するとの主張については、請求人から、本件補助事業の支出の違法性・不当性について具体的必要な事実証明書の提出がなされていないことから、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

以上から、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

なお、請求人から指摘のあった令和3年5月31日に決定された補助金等の補助決定書において、「第1回社会教育委員の会議（5月31日付け書面決議）へ諮り、意義がなかったことから、補助金を交付する。」との記載は、住民監査請求上の財務会計行為に先立つ行為として認識されるものの、本住民監査請求は、地方自治法第242条第2項に規定する請求期間（1年間）を経過しており、かつ、「正当な理由」について明らかにされていないことから、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断され受理することはできない。

しかしながら、請求人から指摘のあった令和3年5月31日に決定された補助金等の補助決定書において、「第1回社会教育委員の会議（5月31日付け書面決議）へ諮り、意義がなかったことから、補助金を交付する。」との記載は、「第1回社会教育委員の会議（5月31日付け書面決議）へ諮り、異議がなかったことから、補助金を交付する。」の明らかな記載誤りであり、この点については、担当部局に厳重に指摘することになっていることを申し添えます。